

環 廃 第 6 9 8 号  
令和 3 年 3 月 29 日

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会長 様

廃棄物リサイクル課長

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則に基づく様式の改正について（通知）

令和 2 年 12 月 10 日付け行経第 69 号にて経営管理部長からの別添通知を受け、静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則（平成 19 年静岡県規則第 48 号）に基づく様式を改正したため、下記のとおり対応します。

つきましては、貴会会員への周知をお願いします。

## 記

### 1 押印について

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則に基づく様式への押印は、令和 3 年 4 月 1 日をもって不要となります。

### 2 県外産業廃棄物の事前協議について

県外産業廃棄物の事前協議では、協議書を持参するよう事業者に指導しています。ただし、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の妨げとならないよう、令和 2 年 4 月 27 日付け環循規発第 2004273 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知に準じた取扱いをします。

### 3 押印が求められている趣旨を代替する手段について

添付書類や受付方法により、押印が求められる趣旨の代替が可能と考えます。ただし、必要に応じて添付書類等を求める場合があります。

### 4 押印のある申請・届出に対する取扱いについて

押印された書類を用いて申請・届出がなされた場合は、従来の取扱いをすることとします。

担 当 産業廃棄物班  
電話番号 054-221-2423